

外交拠点としての難波と筑紫

Naniwa and Chikushi as Hubs of Diplomacy

仁藤敦史

NITO Atsushi

はじめに

- ① 孝徳期の外交基調
- ② 孝徳期の外交的対立
- ③ 孝徳期の難波遷都

おわりに

【論文要旨】

難波は古代都城の歴史において外交・交通・交易などの拠点となり、副都として機能していた。外交路線の対立（韓政）により蘇我氏滅亡が滅亡し、難波長柄豊碕宮（前期難波宮）が大郡などを改造して造られた。先進的な大規模朝堂院空間を有しながら、孝徳期の難波遷都から半世紀の間は同様な施設が飛鳥や近江に確認されない点がこれまで大きな疑問とされてきた。藤原宮の朝堂院までは、こうした施設は飛鳥に造られず、この間に外交使節の飛鳥への入京が途絶える。これに対して、藤原宮の大極殿・朝堂の完成とともに外国使者が飛鳥へ入京するようになったことは表裏の関係にあると考えられる。こうした問題関心から、筑紫の小郡・大郡とともに、難波の施設は、唐・新羅に対する外交的な拠点として重視されたことを論じた。

前提として、古人大兄「謀反」事件の処理や東国国司の再審査などの分析により、孝徳期の外交路線が隋帝国の出現により分裂的であり、中大兄・斉明（親百濟）と孝徳・蘇我石川麻呂（親唐・新羅）という対立関係にあることを論証した。律令制下の都城中枢が前代的要素の止揚と総合であるとするれば、日常政務・節会・即位・外交・服属などの施設が統合されて大極殿・朝堂区画が藤原京段階で一応の完成を果たしたとの見通しができる。難波宮の巨大朝堂区画は通説のように日常の政務・儀礼空間というよりは、外交儀礼の場に特化して早熟的に発達したため、エビノコ郭や飛鳥寺西の広場などと相互補完的に機能し、大津宮や浄御原宮には朝堂空間としては直接継承されなかったと考えられる。藤原宮の朝堂・大極殿は、7世紀において飛鳥寺西の広場や難波宮朝堂（難波大郡・小郡・難波館）さらには筑紫大郡・小郡・筑紫館などで分節的に果たしていた服属儀礼・外交儀礼・饗宴・即位などの役割を集約したものであると結論した。

【キーワード】 前期難波宮, 朝堂院, 難波遷都, 外交, 唐帝国

はじめに

難波は古代都城の歴史において外交・交通・交易などの拠点となり、副都として機能していた。外交路線の対立（韓政）により蘇我氏が滅亡し、小郡宮が小郡を改造して造られ、さらに難波長柄豊碓宮（前期難波宮）が新たに造られた。先進的な大規模朝堂院空間を有しながら、孝徳朝の難波遷都から半世紀の間は同様な施設が飛鳥や近江に確認されない点がこれまで大きな疑問とされてきた。

藤原宮の朝堂院までは、こうした施設は飛鳥に造られず、この間に外交使節の飛鳥への入京が途絶える。これに対して、藤原宮の大極殿・朝堂の完成とともに外国使者が飛鳥へ入京するようになったことは表裏の関係にあると考えられる。筑紫の小郡・大郡とともに、難波の施設は、唐・新羅に対する外交的な拠点として重視されたことを以下では考察したい。

①……………孝徳期の外交基調

孝徳期前後における対外関係研究の基調は、隋唐帝国の成立による東アジア諸国の緊張を背景に権力集中を試みた時期として位置付ける議論が通説的位置を占める⁽¹⁾。とりわけ高句麗の泉蓋蘇文、新羅の金春秋、さらには百済の義慈王による権力集中と、倭国における乙巳の変および「大化改新」の諸政策は、当時の超大国である隋唐帝国の東アジアへの軍事的・外交的介入に対する国家的な対応策として評価されている。

倭国における当該期の外交基調については、等距離・均衡外交と評価する説と分裂外交と評価する説がこれまで併存している。このうち分裂外交という立場を基本的に支持することは研究史の検討を基礎に前稿で論じた⁽²⁾。すなわち私見は、森公章氏のように、改新政治を「急進的な孝徳大王の改革」（親唐派）と「抵抗勢力」たる中大兄（親百済派）の対立と評価する⁽³⁾。しかしながら、調和的な均衡外交ではなく、対抗関係は基本的に異なるが、山尾幸久氏のように「孝徳の時代の権力中枢は天智以後のそのように一元化されておらず、対外政策も親百済派と親唐派との二つの立場からなされていると見ることができる。蘇我石川麻呂の変（649年）から有間皇子の変（658年）までを見通して大づかみにいうならば、孝徳の時代に、孝徳と中大兄とを権力核とする二つの派閥勢力が拮抗していた」との分裂外交の立場が私見に近い⁽⁴⁾。

従来の研究で第一に問題と思われるのは隋と唐という各段階における東アジアに対する影響度の強弱である。中国王朝による高句麗遠征に対する対応が、推古期以来の継続的課題であることは明らかである。しかしながら、その深刻度において隋王朝と唐王朝では大きな落差が存在したと考えられる。『隋書』倭国伝には「新羅・百済皆以倭爲_レ大国多_レ珍物_一、並敬_レ仰_レ之_一、恒通_レ使往来」とあるように、倭国の「大国」的主張（礼的秩序を形成できる国で、単なる軍事強国や被朝貢国ではない）がともかくも記載されていることからすれば、隋への朝貢と倭国の新羅や百済に対する「大国」的主張が曲がりなりにも併存しうるものとして認識されていたことはまちがいない。これに対して、高句麗遠征を背景とした唐による東アジアへの介入（海東之政）は高圧的であり、唐の新羅への属国的要求（643年）および百済に対する新羅への領土返還命令（649年）、倭国への軍事

援助命令(654年)などは、⁽⁵⁾曖昧さを排して従属か敵対かという究極の選択を迫るもので、国論を二分する緊張度はより高くなったと思われる。631(舒明3, 貞観5)年のこととして『旧唐書』倭国伝には、使者の高表仁と王子が礼を争ったとあり、以後しばらく遣唐使が断絶したのは唐への冊封や新羅への援助要求などの対立点が露わになり、妥協点が容易に見つからない段階に入ったことを示す。

もう一つ問題となるのは、孝徳期における権力構造をどのように位置付けるかという点である。とりわけ通説のように中大兄皇子と中臣鎌足が当初から中心的な役割を果たしていたとすれば、大化期における親唐・新羅的な路線から白村江の戦いにおける唐・新羅との戦闘までを一貫した基調で説明することができないという矛盾を抱えることとなる。⁽⁶⁾乙巳の変の原因については、『日本書紀』に古人大兄の言として「韓政」の対立が蘇我本宗家滅亡の理由であると語られている。この「韓政」の具体的な内容については、外交路線の対立とする見解もあるが、必ずしも十分に解明されてこなかった。その理由としては、大化の新政権の外交方針が混乱しており、一元的な外交方針が読み取りにくかったこと、加えて改革の中心人物を中大兄とする通説の理解が、孝徳の政策との対立点を不明確なものにしてきたと考えられる。乙巳の変の首謀者が通説のように中大兄皇子と中臣鎌足ではなく軽皇子と蘇我石川麻呂であったとする議論を支持するならば、⁽⁷⁾政権内部は政治的にも外交的にも分裂的であり、中大兄皇子と中臣鎌足は乙巳の変当時においては相対的に立場が軽く、⁽⁸⁾二人の死後に有力化したことになり、大化期の親唐・新羅政策は軽皇子と蘇我石川麻呂により主導された政策となる。そのように解するならば、乙巳の変は、親百済から親唐・新羅路線への転換というまさしく「韓政」の問題となり、白雉期以降の中大兄と大王斉明の権力奪取に伴う蘇我氏的な親百済外交への回帰は説明が可能となる。皇極(斉明)も、百済の復興を試みたことからすれば、中大兄と同様の立場であったと推定される。したがって、孝徳を改革の中心に位置づける議論に従うならば、改新时期における外交政策の対立軸は、改新の中心たる孝徳と、皇極(斉明)・天智の間に存在したことになる。

ここではまず、⁽⁹⁾前稿では十分に論証できなかった、孝徳期におけるこうした対立的な構造を史料に即して論証しておきたい。

②……………孝徳期の外交的対立

【外交路線の対立と変化】

前稿において、孝徳期の外交路線が中大兄・斉明(親百済)と孝徳・蘇我石川麻呂(親唐・新羅)という対立関係にあることを想定した。蘇我石川麻呂が軽皇子とともに乙巳の変の首謀者であり、中大兄の存在は乙巳の変当時においては相対的に軽い役割であり、蘇我石川麻呂の失脚および、孝徳との外交的対立を画期として、有力化したと考えられる。

大化期は、それまでの親百済色が強かった蘇我氏政権に比較して、親唐・新羅的政策が強まる時期と評価される。恵日による有名な建言によっても、舒明期以降の蘇我氏政権下では重用されなかった中国留学生たちは、孝徳朝になると国博士(高向玄理・僧旻)や中国の十大徳を真似た十師

(僧旻・恵隠・恵雲・常安 = 南淵請安?) に登庸されている⁽¹⁰⁾。

『日本書紀』推古三十一年七月条

是時大唐學問者僧惠齊・恵光及医恵日・福因等，並從智洗爾等來之。於是恵日等共奏聞曰，留于唐國學者皆學以成業。應喚。且其大唐國者法式備定之珍國也。常須達。

一方で高向玄理は，大化年間に遣新羅使として派遣され，金春秋を連れ帰っている。

『日本書紀』大化二年九月条

遣小徳高向博士黒麻呂於新羅，而使貢質，遂罷任那之調。〈黒麻呂，更名玄理。〉

『日本書紀』大化三年是歳条

新羅遣上臣大阿飡金春秋等，送博士小徳高向黒麻呂・小山中中臣連押熊來，獻孔雀一隻・鸚鵡一隻。仍以春秋為質。春秋美姿顔善談笑。

さらに，彼は白雉5年の第三次遣唐使にも押使として参加している⁽¹¹⁾。

このように孝徳を中心とする改新政権が，大化年間に中国からの帰朝者を重用し，新羅との積極的交渉を試み，新羅使も来朝していることは，前後の時期に比較して特異である。反対に，大化期には百済への遣使がないことも指摘できる⁽¹²⁾。

さらに，中臣鎌足の立場も，少なくとも当初は孝徳と関係が深く，留学帰りの南淵請安に師事していたことから親唐・新羅的立場であったことが推測される。

『日本書紀』舒明十二年十月乙亥条

大唐學問僧清安・学生高向漢人玄理，伝新羅而至之。

『日本書紀』皇極三年正月乙亥朔条

中臣鎌子連曾善於輕皇子。故詣彼宮而將侍宿。……自学周孔之教於南淵先生所。

問題は，孝徳から中大兄にいつ頃から支持を変えたのかという点である。「鎌足伝」では，輕皇子が大事を謀るに器量不足であると判断して（「皇子器量不足与謀大事」），すでに乙巳の変前夜の時点からとして予定調和的な描き方をしているが，これは疑わしい。乙巳の変後にも鎌足は，輕皇子を「民望に答う」という理由により推挙し即位させているが，「鎌足伝」では「実大臣之本意也」と表現して，当初からの意図であったとする。これに対応して孝徳の側近として「内臣」に任命されている点や，白雉4（653）年に中大兄皇子が孝徳天皇と対立し，飛鳥へ帰還した直後，鎌足に紫冠と封戸が与えられたと記されているが，この措置は孝徳が難波に健在であることからすれば，孝徳による指示であったと推測される。すなわち，孝徳の存命中は鎌足と良好な関係を維持したとするのが自然である。

『日本書紀』孝徳即位前紀皇極天皇四年六月庚戌条

中大兄退語於中臣鎌子連。中臣鎌子連議曰，古人大兄殿下之兄也，輕皇子殿下之舅也。方今古人大兄在。而殿下陟天皇位，便違人弟恭遜之心。且立舅以答民望，不亦可乎。

『日本書紀』孝徳即位前紀皇極天皇四年六月庚戌是日条

以大錦冠授中臣鎌子連，為内臣。増封若干戸，云云。

『日本書紀』白雉五年正月壬子条

以紫冠授中臣鎌足連。増封若干戸。

鎌足の外交的立場は，大化2（646）年の遣新羅使や白雉5（654）年の遣唐使に同族の中臣押熊と

中臣間人連老が任命されていること⁽¹³⁾、さらに長子の定恵を白雉5(654)年ら新羅經由の遣唐使に
 学問僧として派遣し、唐使郭務宗とともに天智朝に帰国、郭務宗に対して鎌足から物を賜っている
 こと⁽¹⁴⁾、同じく新羅からの使者上臣金庾信に船1隻を賜っていること⁽¹⁵⁾、などからすれば親唐・新羅的
 立場であったことが推測される⁽¹⁶⁾。

このような孝徳朝における親唐・新羅的政策が旧来の親百済路線に変化する第一の画期は、大化
 5(649)年の左大臣阿倍内麻呂の死(3月17日)に続く、右大臣蘇我石川麻呂の自殺(3月27日)
 にともなう左右大臣の交代(5月1日)である。

『日本書紀』大化五年三月辛酉条

阿倍大臣薨。

『日本書紀』大化五年三月己巳条

大臣……誓訖自経而死。妻子殉死者八。

『日本書紀』大化五年五月癸卯条

於二小紫巨勢徳陀古臣一授二大紫一為二左大臣一、於二小紫大伴長徳連一〈字馬飼。〉授二大紫一為二
 右大臣一。

左大臣阿倍内麻呂は、大化4(648)年に四天王寺に対して積極的な寄進を行っているが、注目さ
 れるのは、先述した恵日の建白の時に、新羅系の仏教献上物が広隆寺とともに難波の四天王寺にも
 納められている点である。

『日本書紀』大化四年二月己未条

阿倍大臣請二四衆於四天王寺一。迎二仏像四軀一、使レ坐二于塔内一。造二霊鷲山像一、累二積鼓一為二之一。

『日本書紀』推古三十一年七月条

新羅遣二大使奈末智洗爾一、任那遣二達率奈末智一、並來朝。仍貢二仏像一具及金塔并舍利、且
 大灌頂幡一具・小幡十二条一。即仏像居二於葛野秦寺一。以二余舍利・金塔・灌頂幡等一、皆納二
 于四天王寺一。

さらに阿倍氏が、新羅の官位「吉士」をカバネ化した氏族であり、对新羅外交や对中国外交に活躍
 した難波吉士氏と同族であり、新羅の服属儀礼と推定される吉士舞を奏上することも注目される⁽¹⁷⁾。
 これによれば、阿倍内麻呂が親新羅的立場にあったことが推測される。

一方新任の左大臣巨勢徳太臣は、白雉2(651)年に新羅の貢調使が唐服を着ていたことを咎め
 て追い返した際には、新羅征討を建議しているように、反唐・新羅＝親百済の立場に立つ人物で、
 孝徳の進めた政策とは異なる立場の大臣が登庸されている。

『日本書紀』白雉二年是歳条

新羅貢調使知万沙飡等、著二唐国服一泊二于筑紫一。朝庭惡二恣移一俗、訶噴追還。于レ時巨勢
 大臣奏請之曰、方今不レ伐二新羅一、於レ後必当有レ悔。其伐之状、不レ須レ拳レ力。自二難波津一
 至二于筑紫海裏一。相接浮二盈艫舳一、召二新羅一問二其罪一者、可レ易レ得焉。

このように大化期には従来の親百済路線からの方針転換がなされたが、左右大臣の交替を契機にし
 て再び親百済派の復活が見られるようになる⁽¹⁸⁾。白雉期に新羅使が途絶え、白雉2年から百済使が復
 活するのはこうした動向を反映している。

さらに外交方針における決定的な転換期は、白雉4(653)年に中大兄皇子が孝徳天皇と対立し、

飛鳥へ帰還し、翌年に孝徳天皇が、難波宮で死去した時と考えられる。

『日本書紀』白雉四年是歳条

太子奏請曰、欲_三冀遷_二于倭京_一。天皇不_レ許焉。皇太子乃奉_二皇祖母尊・間人皇后_一、并率皇_二弟等_一、往居_二于倭飛鳥河辺行宮_一。于_レ時公卿大夫・百官人等、皆隨而遷。由_レ是天皇恨欲_レ捨_二於国位_一、令_レ造_二宮於山碕_一。

『日本書紀』白雉五年十月癸卯朔条

皇太子聞_二天皇病疾_一。乃奉_二皇祖母尊・間人皇后_一、并率_二皇弟・公卿等_一、赴_二難波宮_一。

『日本書紀』白雉五年十月壬子条

天皇崩_二于正寢_一。仍起_二殯於南庭_一。以_二小山上百舌鳥土師連土徳_一主_二殯宮之事_一。

これは難波に留まり唐・新羅との積極的な外交を展開しようとした孝徳政権に対して、旧来の親百済の立場から、防衛的な意味で飛鳥への還都を主張したと考えられる。皇極・斉明期に見られる飛鳥の造営工事は、王権の新たな仏教的世界観による荘厳化であるとともに、対外的な防衛を意識したものであった。⁽¹⁹⁾以後は、白村江の戦いにおける敗北まで、基本的に親百済路線に復帰する。

【古人大兄「謀反」事件の処理】

このような、孝徳期における外交的対立を別な側面から傍証するのが、東国国司に対する2度の審査と古人「謀反」事件の対応である。

まず、古人大兄「謀反」事件については、門脇禎二氏による研究史整理や記事の分析があり⁽²⁰⁾、それに対しては金鉉球氏が批判を加えている⁽²¹⁾。門脇説は中大兄と左大臣阿倍内麻呂と右大臣蘇我倉山田石川麻呂を対立的に理解する。これに対して、金鉉球説は、第一次征討軍を古人大兄や蘇我氏に友好的なグループのため、説得による投降を促したが、第二次征討軍は古人大兄や蘇我氏に対して敵対的なグループであり、文字通り「謀反」として処理されたとする。私見は以下に検討するように、後者の批判を基本的に妥当と考える。

古人大兄事件の経過は『日本書紀』によれば以下のようである。

『日本書紀』大化元年九月戊辰条

①古人大兄、与_二蘇我田口臣川掘・物部朴井連稚子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂・朴市秦造田來津_一、謀反。臣預_二其徒_一。或本云、古人大兄。或本云、古人大兄。此皇子入_二吉野山_一。故或云_二吉野太子_一。垂。此云_二之娜屨_一。

『日本書紀』大化元年九月丁丑条

②吉備笠臣垂自_二首於大兄_一曰、吉野古人大兄与_二蘇我田口臣川掘等_一謀反。臣預_二其徒_一。②或本云、吉備笠臣垂言_二於阿倍大臣与_二蘇我大臣_一曰、臣預_二於吉野皇子謀反之徒_一。故今自首也。③中大兄即使_二菟田朴室古・高麗宮知、将_二兵若干_一、討_中古人大市皇子等_上。④或本云、十一月甲午三十日、中大兄使_二阿倍渠曾倍臣・佐伯部子麻呂二人、将_二兵三十人_一攻_二古人大兄_一、斬_中古人大兄与_二子_一。其妃妾自經死。或本云、十一月、吉野大兄王謀反、事覺伏誅也。

記載は、三つの本文と三つの「或本」の異伝から構成される。本文は、一貫して改新政府の中心は中大兄であり、彼を責任者としてこの事件に対処しているという書きぶりになっている。この点は、『日本書紀』の編纂態度としては了解されるが、異なる伝承として左右大臣に密告したとある

点を重視すれば、相対化して考える必要がある。さらに大きな相違は、事件の決着が本文のように9月なのか、異伝のように11月なのかという点である。門脇説が指摘するように、①に見える謀議に参加した人物のうちに、以後も活躍している人々が見えることは、一度は説得があり、これにより投降したと考えるのが自然である。また9月と11月に異なる人々が記載されていることを重視すれば、二度の征討軍派遣があったと考えられる。従って、おそらく事件の経過は、

- ① 古人皇子が蘇我田口臣川掘・物部朴井連稚子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂・朴市秦造田来津らと謀反の謀議
- ② 吉備笠臣垂による阿倍大臣と蘇我大臣への密告
- ③ 9月に（中大兄系の）菟田朴室古・高麗宮知による説得で物部朴井連稚子・倭漢文直麻呂・朴市秦造田来津が投降
- ④ 11月に（孝徳系の）阿倍渠曾倍臣・佐伯部子麻呂と兵30人を派遣して古人皇子を討つ

という流れが想定される。

「自首」した吉備笠臣垂は、後に密告した功により功田二十町を与えられている⁽²²⁾。さらに物部朴井連稚子は後に有間皇子の包圍指揮者として記載され⁽²³⁾、朴市秦造田来津は、百済派遣軍の将として見え⁽²⁴⁾、倭漢文直麻呂も白雉五年の遣唐使判官に任命されている⁽²⁵⁾。とりわけ、物部朴井連稚子や朴市秦造田来津は齊明朝以降も左遷されずに行動していることを重視すれば中大兄系の人材となったことが確認される。倭漢文直麻呂の遣唐使判官任命も勢力混在の妥協的人事と考えれば中大兄系としても支障はない。古人大兄の娘である倭姫王が後に天智の皇后ともなっていることを加味するならば、中大兄が、中大兄派と孝徳派の対立を前提に、蘇我氏の系譜を引く古人皇子系の反孝徳勢力を吸収したと考えることもできる。その後11月に派遣された阿倍渠曾倍臣は左大臣阿倍内麻呂の同族であり、佐伯部小麻呂は佐伯連子麻呂と同一人で、右大臣蘇我石川麻呂の推挙により入鹿暗殺に参加した経緯を考えると、孝徳派による第二次征討軍派遣が想定される⁽²⁷⁾。

以上によれば、できるだけ蘇我本宗氏の勢力の弱体化を指向する孝徳系勢力に対して、中大兄はできるだけ自首や投降を促して、蘇我氏の系譜を引く古人皇子系の反孝徳勢力を自派に吸収したものと位置付けられる。

【東国国司の再審査】

同様に大化期における東国国司への評価の変更も、孝徳系と中大兄系による抗争が背景に存在したと考えられる。とりわけ穂積臣昨（囃）と塩屋連鯛魚に対する評価は対照的である。門脇禎二氏の指摘によれば、再審査において穂積臣昨は叱責されているが、3年後の蘇我倉山田石川麻呂の事件において、彼の死体を傷つける異常な行動を取っていることから、再審査に石川麻呂が関与していたことを推測する⁽²⁸⁾。最初の審査では「六人奉法、二人違令」とあるように、八道に派遣された長官のうち六人はよく任務を遂行したが、残りの二人は違背したとある。これが再審査では「犯」五人（このうち穂積臣昨を含む三人が特に「怠拙」と評価された）、「無犯」二人、「未問」一人と大幅に変更されている。井上光貞氏が推定されるように「怠拙」とされた冒頭の三人が、第一次審査の「奉法」から「犯」に評価を変更されたため、第一次審査の「違令」二人から「怠拙」三人を加えて第二次審査の「犯」五人に増加したと考えられる⁽²⁹⁾。従って、穂積臣昨も、第一次審査では「違

令」ではなく「奉法」と評価されていたが、再審査で「犯」の中でもより重い「怠拙」に評価が変更され、この変更には石川麻呂が関与したのではないかと推測される。

『日本書紀』大化二年三月辛巳条

穂積臣咋所犯者，於百姓中每戸求索，仍悔還物。而不尽与。……以此觀之，紀麻利耆拖臣・巨勢德禰臣・穂積咋臣汝等三人所怠拙也。念斯違詔，豈不勞情。

『日本書紀』大化五年三月庚午条

山田大臣之妻子及隨身者，自經死者衆。穂積臣囓捉聚大臣伴党田口臣筑紫等，著枷反縛。是夕。木臣麻呂・蘇我臣日向・穂積臣囓，以軍圍寺。喚物部二田造塩，使斬大臣之頭。於是二田塩仍拔大刀，刺拳其突，叱咤啼叫，而始斬之。

『日本書紀』大化二年三月甲子条

詔東国々司等曰，……故前以良家大夫使治東方八道。既而国司之任，六人奉法。二人違令，毀譽各聞。

同じく巨勢臣や朴井連（欠名）、犬養五十君らも再審査では処罰の対象となっているが、彼らは親中大兄派であったと推測される。

『日本書紀』大化二年三月辛巳条

其巨勢德禰臣所犯者，於百姓中每戸求索，乃悔還物。而不尽与。復取田部之馬。其介朴井連・押坂連（並闕名。）二人者，不正其所失。而翻共求己利。復取国造之馬。……其以下官人河辺臣磯泊・丹比深目・百舌鳥長兄・葛城福草・難波癩龜（俱毘柯梅。）・犬養五十君・伊岐史麻呂・丹比大眼，凡是八人等咸有過也。……以此觀之，紀麻利耆拖臣・巨勢德禰臣・穂積咋臣汝等三人所怠拙也。念斯違詔，豈不勞情。

すなわち、朴井連は欠名であるが、先述したように古人皇子の謀反事件で、物部朴井連稚子は謀反に参加し、後に有間皇子の包圍指揮者として記載される。また犬養君五十君は、後に壬申の乱で近江方の武将としてみえ、粟津市で斬首されている（『日本書紀』天武元年七月壬子条）。さらに巨勢德禰臣の同族德太臣は、先述したように新羅の貢調使が唐服を着ていたことを咎めて追い返した際には、新羅征討を建議しているように、反唐・新羅＝親百済の立場に立つ人物で、孝徳の進めた政策とは異なる立場であった。このように再審査において処罰された人物は、親中大兄派の者が多く確認される。

一方、塩屋連鯛魚は、最初の審査に関係して投獄されていたが、再審査に際しては、天皇の命令に従ったとして、称賛されている。

『日本書紀』大化二年三月辛巳条

宜遣使者，諸国流人及獄中囚，一皆放捨。別塩屋鯛魚（鯛魚，此云举能之盧。）・神社福草・朝倉君・梶子連・三河大伴直・蘆尾直（四人並闕名。）此六人奉順天皇。朕深讚美厥心。彼は、孝徳天皇の子、有間皇子に最後まで付き従い、斬首されているように、親孝徳派であったと考えられる。

『日本書紀』齊明四年十一月戊子条

捉有間皇子与守君大石・坂部連葉・塩屋連鯛魚，送紀温湯。舍人新田部米麻呂従焉。於是皇太子親問有間皇子曰。何故謀反。答曰，天与赤兄知。吾全不解。

『日本書紀』 齊明四年十一月庚寅条

遣_二丹比小沢連国襲_一，絞_二有間皇子於藤白坂_一。是日斬_二塩屋連鮒魚・舍人新田部連米麻呂於藤白坂_一。塩屋連鮒魚臨誅言，願令_二右手作_二国宝器_一。

以上によれば、穂積臣咋（嚙）と塩屋連鮒魚を典型として、第一次審査と第二次審査で大きく東国国司に対する評価が変更されている。第一次審査では、親孝徳派が投獄され、親中大兄派が「奉法」とされている。ところが、反対に第二次審査においては、親中大兄派が処罰され、親孝徳派が赦免されている。従って、第一次審査は親中大兄派の立場による評価であり、第二次審査は親孝徳派の立場による評価であったことになる。

少なくとも、古人「謀反」事件の処理と東国国司に対する評価を変更をめぐって、中大兄派と孝徳・石川麻呂派の政治的対立が存在したことが確認される。この対立は、先述した改新时期における外交政策の対立軸と照応する関係にあったことを示している。

【孝徳期の外交基調】

以上を概観するならば、皇極天皇の生前譲位、孝徳の即位、齊明天皇としての重祚の事情については、中国との外交関係が背景にあったと考えられる。乙巳の変の原因について、『日本書紀』には古人大兄の言として「韓政」の対立が蘇我本宗家滅亡の理由であると語られてる。この「韓政」の具体的な内容については、必ずしも十分に解明されてこなかった。その理由としては、先述したように大化の新政権の外交方針が混乱しており、一元的な外交方針が読み取りにくかったこと、加えて改革の中心人物を中大兄皇子とする通説の理解が、孝徳天皇の政策との対立点を不明確なものにしてきたためである。近年、有力化してきた孝徳天皇を改革の中心に位置づける議論に従うならば、改新时期における外交政策の対立軸は、改新の中心たる孝徳天皇と、皇極（齊明）・中大兄皇子との間に存在した。そして、皇極の生前譲位は外交方針の対立による、強制的な退位であった可能性が指摘できる。具体的には、643年に唐は「国女君，故為_レ鄰侮，我以_二宗室_一，主_二而国_一」という提案をしている（『新唐書』高句麗伝）。これは対高句麗戦において新羅援軍の条件として女王を廃し唐王族を王とせよとの提案であった。皇極女帝を擁する倭国にとっても、こうした提案は対岸の火事では済まない問題である。新羅では647年に「女王不能善理」を主張し女王の廃位を計画した毗曇の乱が発生している。倭国内の支配層においても、唐による高句麗遠征（645年）、百済領「任那」の新羅への返還命令（649年）、倭国への新羅援助命令（654年）に連続していく対外的な圧力、および高句麗の百済接近という事態に対して、唐に距離を置き、欽明朝以来の蘇我氏路線を継承し、百済と親密な関係を維持していこうとする独立派と、超大国唐に迎合する親唐・新羅派の路線対立が存在した。おそらく、改新の中心たる孝徳は女帝を承認しない唐に迎合するため皇極の強制退位を選択し、男帝として即位する。

これに対して不本意のまま退位させられた皇極（齊明）と中大兄は、唐に対しては独立的な立場、新羅に対しては大国的立場から白村江の戦いに連続する従来の親百済路線を重視したものと考えられる。⁽³¹⁾孝徳の難波遷都は唐・新羅との積極外交を象徴し、高向玄理の新羅派遣（646年）や「任那之調」から人質（実質は外交官的性格）への転換（647年）が行われ、唐に対しては新羅經由の交渉（648年）や遣唐使派遣（653年・654年）がなされた。

皇極（斉明）と中大兄は、百済との交渉を継続し（651～656年）、国土防衛を重視した飛鳥遷都（653年）や大津遷都をおこない、不本意なままの強制退位に対抗するべく斉明女帝として重祚する。斉明の飛鳥での興事もこうした一貫した観点から理解される。世界の中心と観念された須弥山を飛鳥に作り、隼人と蝦夷を服属させ、遣唐使に蝦夷を連れて中国皇帝に献上しているのは、自己の大国的立場を隋代と同じく認めてもらうことを試みたものである。結局こうした試みは失敗し、白村江における唐・新羅との軍事的対決に向かうこととなる。

③……………孝徳期の難波遷都

【難波遷都の実態】

孝徳は皇極から譲位され即位すると、飛鳥から外交・交通の点ですぐれていた難波へ宮を遷した。しかしながら、「天皇遷_レ都難波長柄豊碕_一」とある如く、直後から難波長柄豊碕宮へ移動したわけではない。

『日本書紀』大化元年十二月癸卯条

天皇遷_レ都難波長柄豊碕_一。老人等相謂之曰、自_レ春至_レ夏鼠向_レ難波_一。遷_レ都之兆也。

これは難波に遷都する方針を、象徴的に記したもので、しばらくは難波にあった既存のミヤケや外交施設を利用している。

すなわち、大化2（646）年1月から翌月には、「難波狭屋部邑」に所在した「子代屯倉」を壊して行宮とした「子代離宮」に滞在したとある。孝徳が行幸した「宮東門」は、子代離宮の東門であろう。

『日本書紀』大化二年正月是月条

天皇御_レ子代離宮_一。……〈或本云、壊_レ難波狭屋部邑子代屯倉_一、而起_レ行宮_一。〉

『日本書紀』大化二年二月戊申条

天皇幸_レ宮東門_一。

『日本書紀』大化二年二月乙卯条

天皇還_レ自_レ子代離宮_一。

一般に屯倉は農業経営の拠点としてのイメージが強いが、本来は豪族の居宅を意味する「ヤケ」の属性のうち、支配の拠点という要素が強調されれば「官家⁽³²⁾」という官衙的施設としても機能した。さらに同年9月には「蝦蟇行宮（離宮）」に滞在したとあるが、「行宮」あるいは「離宮」との表記が、仮設的な宮であったことを示している。

『日本書紀』大化二年九月是月条

天皇御_レ蝦蟇行宮_一。〈或本云、離宮。〉

子代離宮において述べられた「然遷_レ都未_レ久。還似_レ于賓_一」（然るに都を遷して未だ久しからず。還^{カエ}りて賓^{タビト}に似れり）という旅人のようだと表現もあるように、難波に遷宮したものの恒常的な宮がまだ造営されていない状況を示している。これらの宮は、あくまでも行宮・離宮としての位置付けであり、大化2年2月に「子代離宮」から「還る」とある常居の宮は明記されていない。この

部分は、飛鳥に一時帰還したとも、或いは「於_レ是天皇從_二於大郡_一遷，居_二新宮_一」⁽³⁴⁾などの記載を重視して、欽明朝以来の外交施設である「大郡」を利用したとも解される記載である。少なくとも大化2年正月の「改新之詔」は、難波長柄豊碕宮以外の宮で宣言されたことになる。

ようやく大化3年になると、「壊_二小郡_一而營_レ宮。天皇處_二小郡宮_一，而定_二礼法_一」⁽³⁵⁾とあるように、小郡を改造して恒常的な宮の建設が開始された。すでに前年の3月には、「於_二農月_一不_レ合_レ使_レ民，縁_レ造_二新宮_一，固不_レ獲_レ已」⁽³⁶⁾とあり、新宮すなわち小郡宮の造営が開始されていたと解される。まだこの段階では難波長柄豊碕宮の造営についての記載はみられない。

小郡宮において鐘を用いた時間による官人の出退庁の規定である礼法を定めたということは、官人の集住を前提とした恒常的な宮室をまず、小郡宮で構想したと考えられる。この礼法は、後に天武期において「難波朝庭立礼」と称された画期的なものであった。すでに鐘による出退管理の命令は舒明8年にも規定されているが、蘇我蝦夷は従っておらず、小郡宮の礼法は退庁のみが鐘により知らされており、天智朝の水時計以前の日時計による計測では夜間・雨天・曇天の場合には計測不能であり、不完全であったとされる⁽³⁸⁾。唐制を模倣した立礼の導入は、大きな変革であったが、すぐには定着せず、官僚制の整備という点では、斉明・天智朝の漏刻の設置こそがむしろ大きな画期であった。孝徳期には、まだ伴造層の解体および難波への官人集住や京城の形成が不十分であったことも指摘できる。

大化3年の「天皇處_二小郡宮_一，而定_二礼法_一」との記載を重視すれば、これ以降の常居の宮は小郡宮であり、大化4年には「難波碕宮」への行幸記事がみえるが、翌年の冠位十九階や「八省百官」を置いたとの改革的な出来事は、小郡宮でのことであったと考えられる。さらに白雉元年にも味経宮への行幸があったとするが、還った「宮」は、小郡宮とするのが自然で、直後に行われた白雉献上儀礼や、大化5年にみえる「朱雀門」（宮城南面正門の呼称）も同所であろう。

【小郡宮の構造】

孝徳朝の小郡宮での礼法を定めた記事には、小墾田宮と同じく庁・朝庭—南門の構造が確認される。

『日本書紀』大化三年是歳条

壊_二小郡_一而營_レ宮。天皇處_二小郡宮_一，而定_二礼法_一。其制曰，凡有_レ位者，要於_二寅時_一，南門之外_一，左右羅列，候_二日初出_一，就_レ庭再拜，乃侍_二于庁_一。若晚參者，不_レ得_二入侍_一。臨_レ到_二午時_一，聽_レ鍾而罷。其擊_レ鍾吏者，垂_二赤巾於前_一。其鍾台者，起_二於中庭_一。

鐘が置かれたのは「中庭」とあるが、以下の記事と関係付ければ、北側の大殿—庭の空間に設置されたと推定される。

『日本書紀』白雉元年二月甲申条

朝庭隊仗，如_二元会儀_一。左右大臣百官人等，為_二四列於紫門外_一。以_二粟田臣飯蟲等四人_一，使_レ執_二雉輿_一，而在前去。左右大臣，乃率_二百官及百濟君豊璋・其弟塞城・忠勝・高麗侍医毛治・新羅侍学士等_一，至_二中庭_一。使_二三国公麻呂・猪名公高見・三輪君甕穗・紀臣乎麻呂岐太，四人_一，代執_二雉輿_一，而進_二殿前_一。時左右大臣，就_二執輿前頭_一，伊勢王・三国公麻呂・倉臣小屎，執_二輿後頭_一，置_二於御座之前_一。天皇即召_二皇太子_一，共執而觀。皇太子退而再拜。

これは白雉の祥瑞を孝徳に献上する儀式的の記事である。場所は明記されていないが、同年十月条に

起工記事がある豊碕宮とは考えられないので、小郡宮の可能性が高い。儀式は「朝庭」の奥にある「紫門」を入った「御座」のある「殿前」の「中庭」で行われた。「紫門」を小壘田宮の閤門・大門に比定するならば、大殿一庭の空間での儀式となる。したがって、小郡宮の構造は

殿(大殿)——殿前・中庭・御座——紫門(閤門)——朝庭

のように復原される。

群臣の参加する祥瑞献上の儀式は後の天武朝では「大極殿前」(エビノコ郭 = 外安殿?)での儀式とされており、本来は大王の私的空間であった大殿一庭の空間が拡大し、公的空間に転化しつつある状況が確認される。ただし、大殿一庭への大王の出御自体は皇極紀にもみえ、「百官人」「有位者」の内実は王子宮や豪族宅に奉仕する伴造層の解体を前提としない段階であり内容が乏しいこと、白雉献上の儀式に参加した外国人は迎接の対象にならない倭国在住者が主体であること、などに留意する必要がある。

【小郡と大郡】

白雉元年には「味経宮」へ行幸し、賀正の礼に臨席したとあり、翌年にも二千百余人の僧尼を招請して一切経を読ませ、夕には二千七百余の灯火を「朝庭」に灯したとある。参加した僧侶の数から味経宮には広大な宮庭が存在したらしいが、この直後に「新宮」に遷宮して「難波長柄豊碕宮」と称したとあるため、「味経宮」こそが「難波長柄豊碕宮」であったと解する説がある。⁽⁴⁰⁾味経宮と長柄豊碕宮の関係については、神亀2年と天平16年における聖武天皇の難波行幸において『万葉集』に「長柄の宮」「味経の原」(九二八番歌)や「味経の宮」(一〇六二番歌)が詠まれていることから、長柄豊碕宮の跡に聖武天皇が宮を再建しようとしたこと、奈良時代には「味経宮」が難波宮の別名とされていたことは確かである。したがって、両者が同じ宮を示していると考えることができる。

白雉元年の段階で、常居の宮とされたのは小郡宮であるが、白雉元年に行幸先の「味経宮」から「宮」に帰還したとあり、さらに翌年、「大郡」から「新宮」に遷宮して「難波長柄豊碕宮」と称したこと、翌年にも「大郡宮」に行幸していることなどを重視すれば、「大郡」の可能性も否定できない。ただし、後述するように「小郡」「大郡」は皇極期には「難波郡」とも総称され、近接した場所に存在した可能性があり、両者は一体的に利用されたと考えられる。大郡が三韓館(難波館)と併称され、大郡に「館舎」があり、難波館に「庁」があると表現されているのも、こうした想定を傍証する。

『日本書紀』欽明二十二年是歳条

復遣_レ奴_レ弓大舍_一、献_レ前調賦_一。於_レ難波大郡_一、次_レ序諸蕃_一、掌客額田部連・葛城直等、使_レ列_レ于百濟之下_一而引導。大舍怒還。不_レ入_レ館舎_一。

『日本書紀』敏達十二年是歳条

復遣_レ大夫等於難波館_一、使_レ訪_レ日羅_一。是時日羅被_レ甲乘_レ馬到門底下_一、乃進_レ庁前_一、進退跪拜、歎恨而曰、……於_レ是日羅自_レ桑市村_一遷_レ難波館_一。……天皇詔_レ贄子大連・糠手子連_一、令_レ取_レ葬於小郡西畔丘前_一。

『日本書紀』舒明二年是歳条

改修_レ理難波大郡及三韓館_一。

小郡の所在地は、天平宝字4年11月7日「東大寺三綱牒案」に「東小郡前西谷」が「西生郡美怒郷」に属したとあり、日羅が「難波館」の近く「小郡の西畔の丘前」に埋葬されたと伝えることなどから、上町台地の先端で難波堀江に接する辺り（現大阪城北端付近）に比定されている⁽⁴¹⁾。

以上によれば、大化年間には小郡宮、白雉年間には大郡（宮）から味経宮＝豊碓宮という二つの中心的な宮の経営が確認され、特に小郡宮は、欽明期からの伝統を有する外交用施設に系譜し、礼法を定めたとあるような重要な施設であった。

【長柄豊碓宮の造営】

先述した大化元年の「天皇遷_レ都難波長柄豊碓_一」という記載を、味経宮＝豊碓宮だけでなく上町台地の先端に位置した小郡宮を含めた象徴的な遷都方針を示すとすれば、豊碓宮の造営は、大化4年正月の「難波碓宮」への行幸以降において注目されたと考えられ、白雉元年正月の「味経宮」への行幸に続き、10月に将作大匠荒田井直比羅夫を遣して、宮堺の標を立てたとあるのが本格的な造営の開始と考えられる。荒田井直比羅夫に「将作大匠」という唐風な官職名を与えて、造営の責任者に任命し、境界の設定と宮の占地を行っている。

『日本書紀』白雉元年十月条

為_レ入_レ宮地_一、所_レ壤丘墓_一及被_レ遷人者、賜_レ物各有_レ差。即遣_二将作大匠荒田井直比羅夫_一、立_二宮堺標_一。

白雉2年の遷宮以降は、新宮＝味経宮＝豊碓宮が常居の宮となり、白雉3年正月の朝賀の後に「大郡宮」へ行幸し、2ヶ月滞在ののち3月に還った「宮」は豊碓宮であった。この間に造営が進展し、同年9月によろやく「造_レ宮已訖。其宮殿之状不_レ可_一彈論_一」（宮を造ること已に訖りぬ。其の宮殿の状、^{コトゴトク}彈に論ふべからず）」とあるように宮殿が完成したことになる。その宮殿の形状は言葉では説明できないと評されるように、画期的なものであったらしい。

大阪府中央区法円坂町に所在する難波宮のうち下層の前期難波宮を、この難波長柄豊碓宮に比定する説が有力視されている。しかしながら、この宮は後の藤原宮以降の朝堂に匹敵する巨大さを有しながら、特異な形状を有する点が議論の焦点となってきた。すなわち、十四堂以上の規模と朝堂院区画の広さが、直後の大津宮や浄御原宮には継承されず、孝徳朝に藤原宮規模の宮殿が唐突に出現することの解釈が問題となってきた。このため焼失の痕跡を重視して、天武朝段階に造営されたとの議論も存在する。

筆者も孝徳朝以降に豊碓宮の記載が途絶えるのに対して、小郡宮などの外交用の施設が継続的に使用されていることから天武朝説を支持したことがある⁽⁴⁴⁾。都城の発展と律令制・官僚制の充実が相即的な関係にあった奈良時代以降の様相を前提に考えるならば、孝徳期の前期難波宮＝難波長柄豊碓宮という議論は単純には理解しにくい。ここでは考え方を変えて、律令制下の都城中枢が前代的要素の止揚と総合であるとすれば、日常政務・節会・即位・外交・服属などの施設が統合されて大極殿・朝堂区画が藤原京段階で一応の完成を果たしたとの見通しができる。難波宮の巨大朝堂区画は通説のように日常の政務・儀礼空間というよりは、外交儀礼の場に特化して早熟的に発達したため、エビノコ郭や飛鳥寺西の広場などと相互補完的に機能し、大津宮や浄御原宮には朝堂空間としては直接継承されなかったと考えられる。それが藤原宮の大極殿・朝堂区画の成立により、こ

これらの機能が集約されて難波宮の外交儀礼も藤原宮に収斂したと考えるならば理解は可能である。大極殿空間の未発達や官人の集住を前提とした京域の未整備といった様相もこうした分節的な不均等発展の観点からは合理的に理解できる。

以下では、こうした観点から、難波宮の朝堂区画が外交儀礼に特化した施設であること、孝徳朝に外交施設としての朝堂院が難波に必要とされた事情を述べたい。

【儀礼空間としての宮の整備】

まず小墾田宮朝堂（庁）の整備が主に唐との外交儀礼のための空間として整備されたことを論じる。『隋書』倭国伝には「開皇二十年，倭王姓阿每，字多利思比孤，号阿輩雞弥，遣使詣闕」として推古8年の遣隋使についての記載がある。この記載は『日本書紀』に見えないため、非公式かつ予備的なものと考えられている。ここで、使者は所司から風俗を問われ、伝統的な政務方式を説明したところ、高祖文帝は道理に合わないとして、使者に諭してこれを改めさせたとある。倭国の使者は、この時に礼的秩序に基づく中国的な位階や公服、儀礼などについてその必要性を痛感し、その知識を学習して帰国したと考えられる。隋との正式な国交を開くためには倭国の制度的な整備が必要であるとの認識から、今回の遣使までにこれらの整備を約束したのであろう。事実、推古8年の遣使から、次の同15年までの正式な遣隋使までの間に、倭国ではさまざまな制度的な整備が行われている。

『日本書紀』によれば、推古11年、人材登用をはかるため冠位十二階を制定し、さらに翌年には十七条憲法を制定して官僚の心得を示したとある。同様に、同11年の儀礼空間の構築たる小墾田宮造営と儀仗の整備、同12年の匍匐礼導入による朝礼の改変、同13年の諸王・諸臣への褶着用の強制などもこうした中国的な礼制導入の一環と位置付けられる。

ちなみに、『元興寺縁起』には推古15年の遣隋使の帰国に際して、裴世清の一行の次官に「使副尚書祠部主事遍光高」の名前がみえる。「尚書祠部」という礼制や儀礼を担当する役人が派遣されたことは、倭国の儀礼を視察し、不足や誤りがあれば教諭することが目的であったと考えられる。

特に冠位十二階は、冠の種類により個人の朝廷内での地位を示した最初の冠位制度として重要である。これにより大王を中心とする身分秩序を可視的に服飾により示すことが可能となった。推古16年8月に裴世清の一行は小墾田宮において国書を奏上しているが、そこからは整備された儀礼空間としての「朝庭」と冠位十二階による服色の区別を読み取ることができる。

小墾田宮の庁（朝堂）と庭が外交儀礼に用いられたことは、『日本書紀』の記載により確認される。唐使裴世清一行の入京時に、唐客を「朝庭」に召して、使者の趣旨を奏上させ、大唐国の信物を「庭中」に置き、裴世清は立って使者の趣旨を言上したとある。その後阿倍臣が、進み出て、書を受けとって前へ進み、大伴嚙連が、迎え出でて書を受け取り、「大門」の前の机の上に置いて奏上し、それが終わると退出したとある。この時、儀式に参加した皇子・諸王・諸臣たちはみな金の飾り物を頭に挿し、衣服もみな錦・紫・繡・織と五色の綾羅を用いたが、服の色はそれぞれの冠の色に合わせたとの註釈がある。

『日本書紀』推古十六年八月壬子条

召唐客於朝庭，令奏使旨。時阿倍鳥臣・物部依網連抱，二人為客之導者也。於是

大唐之國信物置_レ於_レ庭中_一。時使主裴世清親持_レ書，兩度再拜，言_レ上使旨_一而立之。其書曰，皇帝問_レ倭皇_一。……時阿倍臣出進，以受_レ其書_一而進行。大伴嚙連迎承_レ書，置_レ於_レ大門前机上_一而奏之，事畢而退焉。是時・皇子・諸王・諸臣悉以_レ金髻華_一著頭。亦衣服皆用_レ錦・紫・繡・織及五色綾羅_一。〈一云，服色皆用_レ冠色_一。〉

一方、新羅と任那の使者が入京した時にも、客の一行は、「朝庭」を拝謁し、案内役が客人を連れて「南門」より入り、「庭中」に立った。その時四人の大夫らがともに席を立ち、進み出て「庭」に伏せた。両国の客は再拝して、使者の趣旨を奏上した。四人の大夫が進も出て、大臣に申し伝えた。大臣は席を立ち、「庁前」でこれを聞いたとある（『日本書紀』推古十八年十月丁酉条）。

外国使節を迎え入れた小墾田宮の構造は、すでに論じたように大殿の前の庭—朝庭—南庭という合計3ヶ所の庭と称される空間がありそれぞれの用途が異なっており、

禁省(大殿)・庭——閤門(大門)——庁・朝庭(庭中)——宮門(南門)——南庭

という構造が復元できる。⁽⁴⁵⁾とりわけ閤門(大門)と宮門(南門)にはさまれた庁・朝庭(庭中)の空間が重要であった。豊浦宮から小墾田宮へ遷宮した大きな目的は、こうした外交儀礼の場として宮室を整備する必要があったためと考えられる。

【外交施設としての難波宮】

一方、難波の外交施設としては、難波館(三韓館—高麗館・百濟客館堂)や難波郡(大郡・小郡)が孝徳朝以前から存在し、そこには小墾田宮と同じく「庁」も存在した。⁽⁴⁶⁾

『日本書紀』繼體六年十二月条

大伴大連金村具得_レ是言_一，同_レ謨而奏。迺以_レ物部大連龜鹿火_一，宛_レ宣勅使_一。物部大連方欲_下發_レ向_レ難波館_一，宣_レ勅於_レ百濟客_上。

『日本書紀』欽明二十二年是歲条(前掲)

難波大郡・館舎

『日本書紀』敏達十二年是歲条(前掲)

難波館・門底下・庁前・難波館・小郡

『日本書紀』推古十六年九月乙亥条

饗_レ客等於_レ難波大郡_一。

『日本書紀』舒明二年是歲条(前掲)

難波大郡及三韓館

注目すべきは、難波の大郡で諸蕃を序列化した外交儀礼を行っていること、大王の宮でなく難波館へ大夫を派遣して、外交問題を百濟使に口頭伝達していること、難波郡(大郡・小郡)と難波館(三韓館)は近接する場所にあり一体的に機能していたことである。皇極期には「難波郡」の表記が用いられ、大夫を派遣しての口頭伝達や献物の検勘だけでなく、饗宴の場としても機能している。

『日本書紀』皇極元年二月丁未条

遣_レ諸大夫於_レ難波郡_一。檢_レ高麗国所_レ貢金銀等并其献物_一。

『日本書紀』皇極元年二月戊申条

饗_レ高麗。百濟於_レ難波郡_一。

『日本書紀』皇極二年七月辛亥条

遣_二数大夫於難波郡_一，檢_三百濟国調与_二獻物_一。

難波郡（大郡・小郡）は難波館とセットで、百濟や高麗に対する重要な外交施設として機能していたことが確認される。ただし、孝徳朝には小郡も大郡も宮室として利用されているように、儀礼空間と宿泊・饗宴施設という機能上の区別は難波郡（大郡・小郡）と難波館では必ずしも明瞭ではない。

孝徳朝以降の難波では、以下のような記事がみえている。

齊明元年—難波朝⁽⁴⁷⁾での蝦夷と百濟調使の饗応

齊明5年—遣唐使が難波三津之浦⁽⁴⁸⁾を發して，唐に向かう

齊明6年—難波館⁽⁴⁹⁾に高麗使人到着／難波宮から海路で筑紫へ行幸

天智3年—百濟王善光が難波⁽⁵⁰⁾に居住

とりわけ齊明元年に「難波朝」で蝦夷と百濟の調使の合計300人以上に饗宴と叙位の儀礼がわざわざ飛鳥ではなく難波でなされているのは典型的な使用例と考えられる。

前期難波宮の広大な朝堂院区画は、小墾田宮以来の大夫層だけでなく、新たに拡大した有位の伴造層を含めた全官人（或いは僧侶）を儀礼に際して収容し、かつ外国や化外からの使者を迎える外交・服属儀礼を念頭に造営されたと考えられる。難波宮は、大化期に小郡宮で整備された礼制を継承しうる施設であり、その点では先進的な画期性を有していた。しかしながら、難波への官人の集住や四等官的な官僚秩序はまだ未整備であり、都城に必要とされた官人の集住区画および階層的秩序は欠落していたと言わざるを得ない。朝堂院区画の広大さは、横並びの量的拡大を指向する伴造・部民制原理を質的に止揚したうえで凝集化したものではなく、あくまで前代的な王民制的統合原理であったとしなければならぬ。なお、内裏の西方には倉庫群、東方官衙には楼閣風建物も確認されているが、官衙的充実よりも、難波館（三韓館—高麗館・百濟客館堂）や難波郡（大郡・小郡）などの前身施設からの連続性において迎賓館や軍事・交易拠点などとして理解すべきものと考える。

一方、飛鳥ではこうした施設が小規模な小墾田宮を除けば、飛鳥寺の西の広場などに分散し、齊明2年には岡本宮予定地に紺幕を張って三韓から使者を饗宴したともあるように、浄御原宮を含めて藤原宮以前には十分な施設が存在しなかったことも指摘できる。壬申の乱後、大伴吹負が難波に進出し、西国の国司たちを「難波小郡」に集めて「官鑰・駅鈴・伝印」を進めさせた⁽⁵¹⁾とあるのも、外交施設たる豊碓宮との機能分化を意識したものであろう。

律令制以前において飛鳥の施設は、難波長柄豊碓宮との補完的な利用を前提にしているだけでなく、外交施設という点では、天武期以降では、後述するように遠く筑紫の大郡・小郡を含めて機能していたとも考えられる。難波の利用は難波宮焼失までは頻繁にみられるが、天武元年にみえる「難波小郡」のような施設名は、以降は不明確となる。

天武2(673)年—新羅使を難波で饗す

天武4(675)年—新羅王子，難波に至り，難波から帰国る

天武6(677)年—丹比公麻呂を摂津職大夫とする

天武8(679)年—難波に羅城を築く

天武12(683)年—難波に都せんとして百寮に家地を請わせる

朱鳥元(686)年—難波宮の焼失

持統6(692)年—新羅貢調使を難波館で饗す

大宝3(703)年—新羅使を難波館で饗し、帰国する

留意すべきは、難波を副都として宣言し、官人の集住が政策的に進められるより以前、都市よりも難波津の交通・外交機能を重視して、摂津職大夫を置いたことである。⁽⁵²⁾

『日本書紀』天武六年十月癸卯条

内大錦下丹比公麻呂為_レ摂津職大夫_一。

『日本書紀』天武十二年十二月庚午条

又詔曰、凡都城宮室非_一一処_一、必造_二兩_一參_一、故先欲_レ都_二難波_一、是以百寮者各往之請_二家地_一。前期難波宮段階には明確な京城は確認されず、官人居住区としての成熟は達成されていなかったのであるから、この段階では交通・外交機能に特化して摂津職大夫が置かれたと考えるのが自然である。おそらくは持統4年9月に筑紫大宰河内王等が詔により新羅送使金高訓等を饗宴したのと同じような役割が摂津職大夫に期待されたものと考えられる。⁽⁵³⁾同時期に羅城を築いたのも、唐使や新羅使などの対外使節らにその偉容を誇示することが想定されたと思われる。難波宮の焼失以降、藤原宮の成立までは外交使節の飛鳥への入京がないことを重視するならば、難波(天武期以降は筑紫でも)が外交的拠点として機能することを期待されていたと考えることができる。

【筑紫の小郡・大郡】

藤原宮の完成までは、筑紫と難波における選択的な外交的対応が構想されたが、壬申の乱以来、筑紫に留めることが基本政策とされ、特に難波宮焼失以後の持統期前半には筑紫での饗応が目立っている。

『日本書紀』天武二年十一月壬申条

饗_二高麗邯子、新羅薩儒等於筑紫大郡_一。賜_レ祿各有_レ差。

『日本書紀』持統二年二月己亥条

饗_二霜林等於筑紫館_一。賜_レ物各有_レ差。

『日本書紀』持統二年九月丙辰条

饗_二耽羅佐平加羅等於筑紫館_一。賜_レ物各有_レ差。

『日本書紀』持統三年六月乙巳条

於_二筑紫小郡_一設_二新羅弔使金道那等_一。賜_レ物各有_レ差。

これらの記載によれば、筑紫には「筑紫小郡」「筑紫大郡」「筑紫館」という難波の施設と対応する同様の施設が確認され、唐や新羅との国交回復に備えたと考えられる。さらに、唐・新羅だけでなく高麗・耽羅の使者も筑紫で饗応されている。筑紫における饗応に注目するならば、天武元年11月に新羅国使金押実等を筑紫で饗宴してから、持統4年9月に筑紫大宰河内王等が詔により新羅送使金高訓等を饗宴するまでの時期、しばしば筑紫が外交の拠点として機能していることが確認される。⁽⁵⁴⁾この約10年ほどの間に17回に及ぶ饗宴記載が存在する。壬申の乱以降には、筑紫での外交的な饗応記事が頻出するのである。難波や飛鳥に使者を送るか、筑紫から帰国させるかの選択的外交が、限定的ながらも大宰府の判断により行われていたと評価される。⁽⁵⁵⁾天武8年の新羅送使以

降、文武2年の新羅朝貢使までの間、確実な入京記事は存在しない。

【新羅使の入京】

天武朝以降において飛鳥への確実な入京記載は、まず天武2年の「喚_レ賀騰極使金承元等中客以上廿七人於京_一」とあるもので、「唯除_レ賀使_一以外不_レ召。……久淹留之還為_レ汝愁_一。故宜_レ疾帰_一」⁽⁵⁶⁾とあるように選択的な入京を天武朝の初期に宣言している。しかしながら、具体的な入京後の記載はなく、翌月に難波での饗宴記事が見えるのみである。天武6年3月にも、「中客」27人の半分である13人に制限された入京が許されているが、入京後の儀礼はやはり不明であり、天武2年同様、実際には入京せず、難波で饗宴した可能性は残る⁽⁵⁷⁾。その後は天武7年に「耽羅人向_レ京_一」⁽⁵⁸⁾、同8年に「新羅送使加良井山・金紅世等向_レ京_一」⁽⁵⁹⁾とあるものだけで、同10年の新羅使者により国王が死去したことを告げられたとあるのは、12月に使者を派遣して新羅使者を筑紫で饗宴していることからすれば入京しなかったと判断される⁽⁶⁰⁾。また、持統2年に天武の葬儀に参加した「諸蕃賓客」は亡命貴族と考えられる⁽⁶¹⁾、以後は文武2年に、「天皇御_レ大極殿_一受_レ朝。文武百寮及新羅朝貢使拜賀。其儀如_レ常_一」⁽⁶²⁾とあるまで記載がない。以後は慶雲2年に「新羅使金儒吉等入_レ京_一」⁽⁶⁴⁾とあるように入京が常態化する。

この間、外交使を入京させなかった理由として、唐・新羅に対する警戒感と飛鳥京が新羅の慶州に比較して見劣りしたためとの指摘もあるが⁽⁶⁵⁾、本稿の視角によれば、基本的に飛鳥ではなく難波が当該期の外交施設として位置づけられていた点と藤原宮の完成により初めて外交機能を含めた諸機能が統合された施設として成立した点をより重視したい。この間に藤原宮の造営が進行していたことは偶然ではなく、難波と筑紫での饗宴とは表裏の関係にあったことになる⁽⁶⁶⁾。

以上論じてきたように、大郡や小郡といった外交的施設を難波宮が継承していること、天武朝以降、藤原京の完成まで、しばらくの間は外国使節が筑紫に留まり、飛鳥に入京しなかったこと、難波宮の火災によって持統朝前半期は筑紫における新羅使の饗宴が常態化すること、筑紫には難波と同じ機能を有する「筑紫小郡」「筑紫大郡」「筑紫館」が天武朝以降に存在したこと、天武12年の複都の宣言より以前の同6年に摂津職大夫の任命記事が見えるのは、難波津の外交・交通機能を重視したもので、副都としての官人集住地区としての役割よりも先行していたこと、などからすれば、孝徳朝の特色として外交儀礼を優先した施設として難波宮が位置付けられた可能性が指摘できる。

一方で斉明・天智朝において近江・飛鳥が重視され、難波宮が相対的に軽視されたことは、唐・新羅に対する防衛的な外交方針の違いとしても理解できる。天武朝における副都としての難波への再度の注目が難波宮の火災により頓挫した後、持統朝で藤原宮の朝堂において外交使節を迎え入れるようになったのはこうした動向を反映するものである。

すなわち、宮としての先進性は孝徳朝の唐・新羅に対する積極的な姿勢と表裏をなすもので、孝徳の難波遷都は唐・新羅との積極外交を象徴し、高向玄理の新羅派遣（646年）や「任那之調」から人質（実質は外交官的性格）への転換（647年）が行われ、唐に対しては新羅経由の交渉（648年）や遣唐使派遣（653年・654年）がなされたことと対応する。

したがって、京を付随した官人居住区や一般政務の場としての役割よりも外交儀礼の場としての宮に重点を置いたものと考えられる。

おわりに

外交儀礼の場としての難波や筑紫の役割は、大宝令制下では藤原宮の大極殿・朝堂の機能の一つとして収斂されるが、最後にまとめとして、大極殿の成立過程を概観しておきたい。

浄御原宮と推定される飛鳥京跡のエビノコ（東南）郭が、『日本書紀』の天武紀が記すように「大極殿」として機能したかという議論があるが、飛鳥寺の西広場での儀礼との関係性からすれば、天との唯一の接点という役割において不十分な段階であったと判断される。臣下を召し入れる使い方が藤原宮以降の天皇の独占的な空間利用と異なることから、4例見える記載は『日本書紀』の潤色と解する見解がこれまでも多い。⁽⁶⁷⁾少なくとも天武・持統の即位の場所は、前者が有司に命じて臨時に壇場を屋外に設けて即位したとあり⁽⁶⁸⁾、後者も即位の場所についての記載はなく、天武の殯宮が終了した直後とすれば、いずれも屋外の南庭の可能性が高い。

『日本書紀』天武二年二月癸未条

天皇命_レ有司_レ設_レ壇場_ニ、即_レ帝位於飛鳥浄御原宮_ニ。

ちなみに壇場を屋外に設けて即位したことが明らかな大王孝徳と同じ表現で、持統紀にも「公卿百寮、羅列^{ツラナ}りて^{メグ}匝^{オガ}りて^{メグ}手拍つ」と記される。

『日本書紀』孝徳即位前紀皇極天皇四年六月庚戌条

由_レ是。輕皇子不_レ得_レ固辞_ニ、升_レ壇即祚_ニ。于時大伴長徳〈字馬飼〉連帶_レ金靴_ニ、立_レ於壇右_ニ。犬上建部君帶_レ金靴_ニ、立_レ於壇左_ニ。百官臣・連・國造・伴造百八十部羅列_レ匝_レ拜。

『日本書紀』持統四年正月戊寅条

物部麻呂朝臣樹_レ大盾_ニ。神祇伯中臣大嶋朝臣誦_レ天神寿詞_ニ。畢忌部宿禰色夫知、奉_レ上神璽劍・鏡於皇后_ニ。皇后即天皇位。公卿・百寮羅列_レ。匝_レ拜而拍手焉。

「羅列匝拜」の作法は、百官が数珠つなぎになって即位の壇場のまわりをめぐる⁽⁶⁹⁾と解釈されている。これは壇場を屋外に設けて即位した古い段階に対応するものと考えられ、大極殿内に高御座が置かれた段階では天皇の独占空間たる大極殿の周囲を百官が巡ることになり、明らかに不自然な儀礼と言わざるを得ない。したがって、この点からも屋外の南庭で持統の即位がなされたと解釈するのが自然である。

さらに大極殿に置かれた高御座が天の接点とされるようになるのは、かつて宮の近傍で行われていた飛鳥寺の西の広場に所在した槻下での儀礼が廃絶して以降であり、天下の中心で天上世界との唯一の結節点となった高御座が藤原宮の大極殿の内部に付加されるのは、飛鳥寺の西の広場の消滅時期と連動している（飛鳥寺の西の広場は持統朝まで使用され、次の文武朝から藤原宮の大極殿が使用を開始する）。

『日本書紀』持統二年十二月丙申条

饗_レ蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下_ニ。仍授_レ冠位_ニ、賜_レ物各有_レ差。

『日本書紀』持統九年五月丁卯条（飛鳥寺の西広場の終見記載）

觀_レ隼人相撲於西槻下_ニ。

『日本書紀』持統八年十二月乙卯条

遷居藤原宮。

『続日本紀』文武二年正月壬戌朔条（藤原宮大極殿の初見記載）

天皇御大極殿受朝。文武百寮及新羅朝貢使拜賀。其儀如常。

従って、律令制下における大極殿（高御座）の重要な機能である即位の場としての役割を、天武・持統期にエビノコ（東南）郭はまだ果たしていなかったと考えられる。即位場所は、孝徳の飛鳥寺の西の広場から浄御原宮内部の南庭へと変化したが、あくまで屋外の臨時的なものであり、文武の即位宣命に「高御座」が見え、元明が「大極殿」で即位したと明記されるように、恒常的な場所にまだ固定していない点で、過渡期的な様相を読み取ることができる。

藤原宮の朝堂・大極殿は、7世紀において飛鳥寺西の広場や難波宮朝堂（難波大郡・小郡・難波⁽⁷⁰⁾館）さらには筑紫大郡・小郡・筑紫館などで分節的に果たしていた服属儀礼・外交儀礼・饗宴・即位などの役割を集約したものであり、エビノコ郭が果たした機能は限定的であり、以後の大極殿とは明らかに等値できない施設であった。結論を図式化して示すならばつぎのようにまとめられる。

7世紀の分節的構造

エビノコ郭(+南庭) + 難波宮朝堂(+筑紫)
天武・持統期
公的儀礼

+ 飛鳥寺西広場 →
持統期まで
服属・即位

8世紀の集積的構造

藤原宮大極殿 + 朝堂
文武期以降
請印儀礼付加

『日本書紀』は、律令・国史編纂・祥瑞献上・(万国)朝賀など国家的な大事が行われた場所という側面に特化して遡及的に「大極殿」と表現しているが、天皇の排他的な空間として即位などに用いられていないという点で、「天下」観念の未成熟な段階として位置づけられる。

註

(1)——井上光貞「大化改新と東アジア」(『井上光貞著作集』5, 1986年, 初出1975年, 135頁)など。

(2)——拙稿「孝徳期の対外関係」(『東アジアの中の韓日関係史—半島と列島の交流—』上巻, J&C, ソウル, 2010年)。

(3)——森公章『東アジアの動乱と倭国』戦争の日本史1, 吉川弘文館, 2006年, 235頁。

(4)——山尾幸久『古代の日朝関係』塙書房, 1989年, 395・401頁。

(5)——『新唐書』高句麗伝, 『旧唐書』百濟伝, 『新唐書』日本伝。

(6)——鬼頭清明「七世紀後半の東アジアと日本」(『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房, 1976年, 初出1970年)の123頁には、均衡外交を前提としつつも、親新羅的な政策が採用されたとすれば、やがて白村江の戦いにいたるような百濟への日本の支配者層の志向は理解で

きないとの指摘がある。

(7)——門脇禎二『「大化改新」史論』上, 思文閣出版, 1991年, 初出1969年。篠川賢「乙巳の変と蘇我倉山田石川麻呂」(『日本古代の王権と王統』吉川弘文館, 2001年, 初出1983年)。遠山美都男『大化改新』中央公論社, 1993年。

(8)——女帝と大兄の関係から相対的な年齢において孝徳期における中大兄の政治的地位が低かったこと、鎌足・不比等についての情報操作＝「功臣伝の創出」が藤原仲麻呂時代に行われ、それ以前には功臣の評価も①難波朝廷への奉仕, ②天智朝の近江令編纂, ③皇極朝の乙巳年の功績などに分散され、一つに定まっていなかったことなどが指摘できる(拙著『女帝の世紀』角川書店, 2006年, 98~100・228~233頁, 同「中臣鎌足と「大化改新」」『東アジアの古代文化』137, 2009年)。

(9)——註(2)前掲拙稿論文。

- (10)——『日本書紀』舒明十一年九月条に、大唐学問僧惠隱・惠雲が新羅の送使に従って帰国したとあり、同十二年十月乙亥条には、大唐学問僧清安と学生高向漢人玄理が新羅を経由して帰国したとある。
- (11)——『日本書紀』白雉五年二月条。
- (12)——金鉉球『大和政権の対外関係研究』吉川弘文館、1985年、413頁。
- (13)——『日本書紀』大化三年是歳条、同白雉五年二月条。
- (14)——『日本書紀』白雉五年二月条、同天智三年十月乙亥是日条。
- (15)——『日本書紀』天智七年九月丁未条。
- (16)——金鉉球註⁽¹²⁾前掲書、387頁。
- (17)——志田諄一「阿倍臣」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、1971年、初出1967年)、三浦圭一「吉士について」(『大和王権』有精堂、1973年、初出1957年)。
- (18)——なお、李在碩「孝徳朝権力闘争の国際的契機」(『律令国家史論集』塙書房、2010年)は、この理由について『三国史記』新羅本紀文武王十一年七月二十六日条にみえる、貞観22(648)年に唐皇帝が新羅王に高句麗と百済への出兵計画が示されたことが、倭国にも伝わったことで、百済の武力平定を危惧したことが変化の原因であるとす。しかしながら、李氏も認めるように、しばしば唐皇帝は新羅に出兵を約束しているが実行しておらず(同前、善徳王十二年秋九月・真徳王二年冬条など)、かつ翌年には征討を約束した唐皇帝太宗自身が死去しているので、この時のみ、百済征討の実現可能性が高かったとすることはできないのではないか。
- (19)——『日本と朝鮮半島2000年』上、NHK出版、160・161頁。
- (20)——門脇禎二「いわゆる、古人王子「謀反」事件について」(『大化改新』史論』下巻、思文閣出版社、1991年、初出1969年)。
- (21)——金鉉球註⁽¹²⁾前掲書、458～464頁。
- (22)——『続日本紀』天平宝字元年十二月壬子条。
- (23)——『日本書紀』齐明四年十一月甲申条。
- (24)——『日本書紀』天智即位前紀九月条、同元年十二月丙戌条、同二年八月癸酉条。
- (25)——『日本書紀』白雉五年二月条。
- (26)——『日本書紀』天智六年二月条。
- (27)——『家伝』鎌足伝。
- (28)——門脇禎二「いわゆる、大化の東国「国司」について」(『大化改新』史論』下巻、思文閣出版社、1991年、初出1973年)。
- (29)——井上光貞「大化改新と東国」(『井上光貞著作集』1、岩波書店、1985年、初出1954年・改稿1963年)。
- (30)——武田幸男「新羅「毗曇の乱」の一視角」(『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史編、平凡社、1985年)。
- (31)——拙著『女帝の世紀』角川書店、2006年。
- (32)——拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年、初出2007年)。
- (33)——『日本書紀』大化二年二月戊申条。
- (34)——『日本書紀』白雉二年十二月条。
- (35)——『日本書紀』大化三年是歳条。
- (36)——『日本書紀』大化二年三月辛巳条。
- (37)——『日本書紀』天武紀十一年九月壬辰条。
- (38)——今泉隆雄「飛鳥の須弥山と齋槻」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年、初出1992年)。
- (39)——『日本書紀』天武十二年正月乙未条。拙著『都なぜ移るのか』吉川弘文館、2011年。
- (40)——吉川真司「難波長柄豊碓宮の歴史的位置」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』、思文閣出版、1997年)。
- (41)——『大日本古文書』家わけ第十八 東大寺文書之三(東南院文書之三)、14頁。
- (42)——『日本書紀』敏達十二年是歳条。
- (43)——栄原永遠男「難波堀江における経済活動」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、1992年、初出1991年)。
- (44)——拙稿「複都制と難波京」(『古代王権と都城』吉川弘文館、1998年、初出1992年)補注。
- (45)——拙稿「小墾田宮と浄御原宮」(『古代文化』51-3、1999年)、拙著『都なぜ移るのか』吉川弘文館、2011年。
- (46)——吉田晶『古代の難波』教育社、1985年、北村優季「首都論と日本古代の都城」(『日本史研究』476、2002年)。なお、直木孝次郎「難波小郡と長柄豊碓宮」(『難波宮と日本古代国家』塙書房、1977年)は、小郡を内政のために朝廷が難波に設けた出先機関とする。ただしその論拠は、消去法的で難波小郡が外交施設として用いられた形跡がなく、大伴吹負が壬申の乱後に西国の国司らを集めたこととあることを根拠とする。難波の小郡について直接の記載が少ないので明確ではないが、類似の筑紫小郡で新羅使を饗応している点や、難波郡を総称とすれば大郡だけでなく小郡を含む可能性、小郡を改造した小郡宮で外国使者を迎えている点を総合すれば、あえて「小郡宮」でなく「小郡」と表記するように、臣下が中心的な豊碓宮を避けて使用したと考えられる大伴吹負の事例を

一般化することはできず、少なくとも「小郡」が内政専用の施設に特化していたとは考えられない。

- (47)——『日本書紀』齊明元年七月己卯条。
(48)——『日本書紀』齊明五年七月戊寅条。
(49)——『日本書紀』齊明六年五月戊申・同十二月庚寅条。
(50)——『日本書紀』天智三年三月条。
(51)——『日本書紀』天武元年七月辛亥条。
(52)——利光三津夫「摂津職の研究」(『律令及び令制の研究』明治書院, 1959年, 初出1957・59年) および坂元義種「摂津職について」(『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館, 初出1968年) が先行研究としては重要であるが、共通して京職的な要素よりも難波津や蕃客の接待の要素を重視する。すなわち、前者においては「京職の被官に相当するものを有しない」(192頁), 「その官司が京職に比して小規模」(193頁), 「難波京が外交上の使命もっていたことこそ、難波京が洛陽のごとき、陪都本来の使命を有せざるにも拘らず」高い格式を有した理由であると(195頁)。さらに、摂津職官人の補任において外交官の資格を有する者や関津事務の熟達者が多いにもかかわらず、京職的職掌は裏付けることができないと結論する(230頁)。後者においても、「摂津職を単に難波京の官司であるとする見解には同意しかねる」(414頁), 摂津職のみの職掌は「津済・上下公使・檢校舟具」であり、職員令に陪都難波京の管理や難波大宮の管理について触れられていないことに注目する(423頁)。坂元氏が指摘するように「職」という格式はあくまで中央官司における「公使之使」を勘過する外交・交通上の扱いであり(428頁), 難波京は郡を単位とするので、「職」の名称は特別行政区画としての京とは直接の関係はなく、官人居住区としての扱いは京職に比較して低かったと評価される。
(53)——『日本書紀』持統四年十月戊午条。利光三津夫

「摂津職の補任」(『律令及び令制の研究』明治書院, 1959年, 初出1959年)。

- (54)——『日本書紀』天武元年十一月辛亥条・同持統四年九月戊午条。
(55)——酒寄雅志「七・八世紀の大宰府」(『國學院雑誌』80-11, 1979年)。
(56)——『日本書紀』天武二年八月戊申条。
(57)——『日本書紀』天武六年三月辛巳条。
(58)——『日本書紀』天武七年正月己卯条。
(59)——『日本書紀』天武八年正月丙戌条。
(60)——『日本書紀』天武十年十月是月条。
(61)——『日本書紀』天武十年十二月甲戌条。
(62)——『日本書紀』持統二年十一月戊午条。
(63)——『続日本紀』文武二年正月壬戌条。
(64)——『続日本紀』慶雲二年十二月癸酉是日条。
(65)——田村圓澄「大宰府前史小論」(『九州文化史研究所紀要』21, 1976年)。
(66)——拙稿「倭京から藤原京へ」(『古代王権と都城』吉川弘文館, 1998年, 初出1992年)。
(67)——狩野久「律令国家と都市」(『大系日本国家史』1, 東京大学出版会, 1975年) など。
(68)——『日本書紀』天武紀二年二月癸未条。
(69)——熊谷公男「持統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」(『日本史研究』474, 2002年)。
(70)——直接的に前期難波宮が難波郡(小郡・大郡)を継承したのではなく、機能としての連続性において評価したものである。さらに、客館や鴻臚館は奈良時代以降も筑紫や難波に存在するが、藤原京成立以前と比較するならば、頻度や内容は大幅に変化しており同質的には扱えないと考える。すなわち、外国からの使客ではなく遣唐使や遣新羅使が使用し、さらには商人が使用することになり、外交儀礼における使用頻度も低くなっている。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2015年1月26日受付, 2015年5月25日審査終了)

Naniwa and Chikushi as Hubs of Diplomacy

NITO Atsushi

Naniwa was a hub of diplomacy, transport, and trade, serving as a second capital, in the history of ancient capital cities. After the downfall of the Soga clan due to the conflict over foreign policy (toward the Korean Peninsula), the Naniwa-no-Nagara-no-Toyosaki-no-Miya Palace (Early Naniwa-no-Miya Palace) was constructed by reforming Ōgōri and its surrounding buildings. The palace had a large block of innovative Chōdō-in (bureaucratic offices). On the other hand, no evidence has been found that similar facilities were constructed in Asuka or Ōmi during the half century after the relocation of the capital to Naniwa in the period of Emperor Kōtoku, which has been called into question. Such buildings had not been placed in Asuka until Chōdō-in was constructed at the Fujiwara-no-Miya Palace. During this period, no foreign missions came to Asuka. In contrast, foreign envoys came to Asuka after the Daigoku-den Hall and Chōdō-in were completed at the Fujiwara-no-Miya Palace. Taking the above into consideration, the author argues that like Chikushi-no-Ogōri and Chikushi-no-Ōgōri, the facilities in Naniwa were regarded as an important diplomatic center to welcome diplomats from Tang and Silla.

Based on the analysis of the settlement of Prince Furuhi-to-no-Ōe's "rebellion" and the review of Kokushi (Provincial Governor) of Azuma-no-kuni, it is assumed that there was a split over foreign policy in the period of Emperor Kōtoku due to the rise of the Sui Dynasty, and it is demonstrated that the split led to conflict between the pro-Paekche faction (Prince Naka-no-Ōe and Empress Saimei) and the pro-Tang/Silla faction (Emperor Kōtoku and Soga-no-Ishikawamaro). Provided that the elements of earlier times were sublimated and integrated into the center of a capital city under the Ritsuryō system, it can be regarded as having completed when Daigoku-den Hall and Chōdō-in were constructed in Fujiwara-kyō as integrated facilities for daily administrative affairs, court rituals, enthronement ceremonies, diplomatic affairs, tributary calls, and the like. The large block of Chōdō-in at the Naniwa-no-Miya Palace was not a place for daily administrative affairs and ceremonies as suggested by the most commonly accepted theory. Rather it was a place developed earlier exclusively for diplomatic ceremonies. Seemingly, since it was used complementarily with other facilities such as Ebinoko enclosure and the West Plaza of Asuka-dera Temple, similar facilities were not built at the Ōtsu-no-Miya Palace or the Kiyomihara-no-Miya Palace. This paper concludes that the Daigoku-den

Hall and Chōdō-in of the Fujiwara-no-Miya Palace played a pivotal role by integrating the functions of multiple separate facilities for banquets and tributary, diplomatic, enthronement, and other ceremonies in the seventh century, such as the West Plaza of Asuka-dera Temple, the Chōdō-in of the Naniwa-no-Miya Palace (consisting of Naniwa-no-Ōgōri, Naniwa-no-Ogōri, and Naniwa-no-Murotsumi), Chikushi-no-Ōgōri, Chikushi-no-Ogōri, and Chikushi-no-Murotsumi.

Key words: early Naniwa-no-Miya Palace, Chōdō-in (bureaucratic offices), relocation of the capital to Naniwa, diplomacy, Tang Dynasty